



温故知新



雇用保険とは？

雇用保険とは厚生労働省が保険者となって行なっている保険事業です。雇用保険の一番の目的は、労働者がなんらかの理由で失業に陥った時に、再就職までの生活を安定させ、就職活動を円滑に行えるよう支援することにあります。

雇用保険は失業者への給付を行なっているため、失業保険ともいわれています。給付だけでなく失業の予防や雇用状態の是正など労働環境の福祉にかかわる役目を担っているのが雇用保険事業です。雇用保険と労災保険をあわせて労働保険といいます。

【雇用保険は強制保険です】

雇用保険は、個人経営で従業員4人以下の農林水産業を除き、すべての事業所で加入しなければならない【強制保険】です。適用事業で働く労働者はほとんどが被保険者となり、保険料を払わなければなりません。

保険料は会社と労働者が双方で負担します。保険料率は賃金の1000分の15.5でそのうち労働者の負担分が1000分の6。残りが会社負担分となります。

【被保険者の種類】

◆一般被保険者

週30時間以上働く普通のサラリーマンなど

(うち週20時間以上30時間未満の場合で一年以上継続して労働が見込まれる場合、短時間労働被保険者という)

◆高年齢継続被保険者

65歳未満時に雇用され、現在65歳以上になっている人。

◆短期雇用特例被保険者

季節的に雇用されている短期の出稼ぎ労働者など

◆日雇労働被保険者

日々雇用される人、または30日以内の期間を定めて雇用される人のうち適用区域に居住または雇用される人の保険料は天引きになっているのが普通ですから、給与明細に雇用保険料として天引きされていれば被保険者になっています。天引きされていない場合は被保険者となっていない可能性が高いです。

【今号の主な内容】

- P① 雇用保険とは？
- P② 社会保険の加入条件
- P③ //
- P④ 連絡帳



発行

野田工業 株式会社
東京都中央区銀座6-6-19
花菱ビル5F
TEL : 03-3572-1866
FAX : 03-3575-0420

社会保険の加入条件

会社で働く人は、一定の条件を満たした場合、社会保険(健康保険と厚生年金)に入らなければなりません。(「入ることができる」ではなく、入らなければならない義務があります)社会保険の加入条件には以下の3つがあります。

【社会保険の加入条件①】

会社が社会保険に加入している事業所(適用事業所)であること

社会保険制度というのは、「全国健康保険協会」という公の機関が管理・運営していて、その各都道府県支部がそれぞれ独自に業務を行なっています。

一つ目の社会保険の加入条件として、「自分の務める会社が、この保険協会に加入していること」があります。

一般の有限会社や株式会社ならほとんどが社会保険に加入しているので問題ありませんが、個人経営の小規模なお店などの場合は、社会保険に加入しておらず、条件を満たさないケースも多いです。この場合は個人で国民健康保険と国民年金に加入する必要があります。

【社会保険の加入条件②】

一定以上の労働時間があること

社会保険の加入条件の二つ目が、「正規で働く社員(正社員)のおおむね3/4以上の労働時間があること」です。

具体的には、

- ・1日の所定労働時間がおおむね4分の3以上
- ・1カ月の労働日数がおおむね4分の3以上

です。

例えば、ある会社の正社員の1日の基本労働時間が8時間で、週5日勤務の週40時間ならば、その3/4である1日6時間以上、週30時間以上の労働時間があれば社会保険の加入条件を満たします。

(ただし、これより少ない時間でも、就労状況や職務内容により加入できる場合もあります)

「おおむね3/4」という言葉のとおり、あくまで目安であり、会社によって違いもあるので、会社に直接確認してみましょう。

【社会保険の加入条件③】

一定以上の雇用契約期間があること

社会保険の加入条件の三つ目が、「**会社に雇われた時の契約期間が一定以上であること**」です。

この加入条件について、社会保険に加入できないケースを例に挙げて説明します。

社会保険に加入できない(条件を満たさない)のは以下のケースです。

- 1.雇用契約期間が2カ月以内の臨時の従業員(アルバイト・パートタイマー含む)
※ただし、この期間終了後に雇用の延長などで引き続き働く場合は条件を満たし、延長当日から社会保険に加入できます
- 2.日雇い労働者、出稼ぎ労働者
※ただし、1カ月以上働いた場合は条件を満たし、翌日から社会保険に加入できます
- 3.農業、製茶業のような季節的業務で働く人
※ただし、最初から4カ月以上雇われる予定の場合は条件を満たし、最初から社会保険に加入できます
- 4.博覧会や一定期間で終了する建設現場などのような臨時事業の事業所で働く人
※ただし、最初から6カ月以上雇われる予定の場合は条件を満たし、最初から社会保険に加入できます



※正社員や派遣社員で勤務する場合、「試用期間」が設定されるケースがあります。試用期間とは長期的な勤務を前提にしている臨時雇いとは違うので、試用期間の最初から社会保険に加入することになります。

【3つの加入条件を満たせばOK】

以上で述べた社会保険の加入条件3つを全て満たせば、社会保険に加入できます。社会保険加入は義務ですので、加入条件を満たしているにも関わらず、社会保険に加入しない場合、法律違反となり、事業主(会社)に罰則が課されます。

雇用保険法:6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金

健康保険法:6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金

厚生年金保険法:6箇月以下の懲役又は20万円以下の罰金



【扶養に関して】

社会保険の加入条件を満たし、社会保険に加入した場合、親や配偶者の扶養から外れ、扶養を抹消する必要があります。扶養でいられる年収(年収見込み130万円未満)であっても関係ありません。

「年収130万円未満ならば社会保険に入っても扶養から外れない」と誤解している方も多くみられ、実際に扶養を抹消しない事業所もありますが、これは誤りです。

扶養から外れたくない場合は、社会保険の加入条件を満たさないよう労働時間を抑え、かつ、年収を130万円未満に抑える必要があります。

【身分に関して】

社会保険の加入、加入条件、扶養に関しては労働者の身分や年齢は一切関係ありません。学生であろうと加入条件を満たせば社会保険には入らなければなりませんし、扶養からも外れなければなりません。

～ 年金は25年以上加入していないともらえない～

年金をもらうために必要な期間を「受給資格期間」といいます。

原則として国民年金に加入している期間(被保険者期間)が合計で「25年以上」必要になります。

厚生年金、共済組合の被保険者は自動的に国民年金にも加入していることとなりますので、厚生年金に加入していた期間、共済組合に加入していた期間、自分で第1号被保険者として国民年金に加入していた期間、第3号被保険者としての被扶養配偶者になっていた期間、これらすべてを合算して25年以上あれば受給資格を満たすこととなります。逆に、1カ月でも25年に足りなければ、1円の年金ももらえないという厳しい現実も存在します。

連絡帳



●25年に届かない場合にはこんな方法がある

1、国民年金の任意加入(65歳未満)

60歳から65歳まで、国民年金に任意加入できる制度があります。加入期間が25年に満たない人、もしくは少しでも長く国民年金に任意加入して将来もらう年金額を増やしたいという人は検討してください。

2、国民年金の任意加入(65歳以降)

昭和40年4月1日以前に生まれた人で25年の受給資格期間を満たしていない場合は、特例として70歳に達するまで任意加入できます。ただし、受給資格の25年を満たした時点で終了となります。

3、厚生年金の適用事業所で働く(70歳まで)

厚生年金の適用事業所で働く場合、70歳までは強制加入となります。70歳を過ぎても25年に足りない場合は、それ以降も引き続き加入できます。



一級熱絶縁技能士と登録基幹技能者取得に今回、(有)野田ネツ工業の山田代表と溝上さんが見事に合格されました。

二人は講習会はもちろん、仕事終わりにも工場で練習を一生懸命していたと伺いました。山田代表は大好きなビールを控え練習に励んだそうです(笑)

御二人とも、本当におめでとうございます。益々のご活躍を期待しております。

忘年会のお知らせ

★日時 平成25年12月7日(土)

★時間 18時30分～

★会場 語らい処「坐・和民」銀座土橋店
東京都港区新橋1-3-10 1階
TEL 03-3539-2158

★アクセス JR新橋駅銀座口 徒歩3分/地下鉄銀座駅A3出口徒歩5分

